

異議申立てに関する諮問について

次のとおり異議申立てがあったので、この異議申立てを棄却することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 206 条第 4 項の規定により諮問する。

平成 24 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山俊夫

1 異議申立人

市内在住者

2 異議申立てに係る処分

相模原市長が、相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和 38 年相模原市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 13 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととした処分(以下「本件処分」という。)

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が本件処分の前提となる懲戒免職処分の理由となった事件を起こした理由は、当該異議申立人の病気によるものであり、その原因は、職場における周囲の職員に対する気疲れなど、市の当時の職場環境にあり、病気にならなければ、当該事件を起こすことはなかった。本件処分の前提となる懲戒免職処分に関して、事実確認が不十分のまま当該処分がなされたことから、十分な調査をしてから処分を検討して頂きたい。

4 棄却しようとする理由

条例第 13 条第 1 項は、懲戒免職処分を受けて退職した者に対し、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度等を勘案して、当該退職に係る一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる旨を規定している。

本件処分の理由となる非違行為は、公然わいせつの容疑により逮捕され、停職6月の懲戒処分を受け、その復帰から僅か2月で、3件の公然わいせつ事件を起こしたものであり、これらの行為は、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない行為として著しく市民の信用を失墜するものであり、条例第13条第1項が規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」、「当該非違に至った経緯」及び「当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響」からすれば、一般の退職手当等の全部を支給しないこととした処分は妥当である。

提案の理由

一般の退職手当等の全部を支給しないこととした処分に対する異議申立てを棄却いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第206条第4項の規定により提案するものである。

諮問第1号関係資料

異議申立てまでの経過

- 平成23年6月20日 公然わいせつの容疑により逮捕
- 平成23年7月8日 起訴猶予により釈放
- 平成23年8月16日 停職6月の懲戒処分
- 平成24年5月21日 公然わいせつの容疑により逮捕
- 平成24年5月31日 公然わいせつの容疑により再逮捕
- 平成24年6月8日 公然わいせつ3件により罰金40万円の刑事処分(略式命令)
- 平成24年7月13日 相模原労働基準監督署長から解雇予告除外認定
- 平成24年7月18日 懲戒免職処分及び一般の退職手当等の全部不支給処分
- 平成24年8月29日 一般の退職手当等の全部不支給処分に係る異議申立書を受理